



物価高に立ち向かう皆さんを応援します！



各務原市収益力向上・ 賃上げ環境整備補助金

補助上限

100万円

補助対象経費の1/2以内の額
(1,000円未満の端数があるときは
これを切り捨てた額)

<概要>

物価高騰の影響を受ける市内の中小企業者などの
収益力向上と**賃上げ環境整備**を支援するため、
国の「**物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金**」
を活用し、収益力向上と賃上げ環境を整備する
事業者などに対し、補助金を交付します。

令和8年

令和9年

申請期間

4月13日 ~ 1月29日

※当日消印有効

※先着受付のため、予算額に達し次第、受付を終了します

対象者

- (1) 次のいずれかに該当する者で、市内に本店、本社、主たる事務所等を有するもの
 - ア 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 農林水産業を営む個人または法人で、その成果物を有価で販売しているもの
 - ウ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - エ 一般社団法人および一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する一般社団法人等
 - オ 公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する公益法人
 - カ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等
 - キ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
 - ク 医療法第39条第2項に規定する医療法人
 - ケ 私立学校法第3条に規定する学校法人
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 補助金交付規則第3条の3各号のいずれにも該当していないこと。
- (4) この補助金の交付を受けたことがないこと。

ただし、次に該当する人及び団体等は対象外。

- ア 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連
特殊営業を営む者
- イ 政治活動または宗教活動を業とするもの
- ウ 上記事業者のほか、本補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が特に認めるもの

対象事業

従業員の給与等の引き上げ等のために行う補助対象者の収益力の向上に資する事業で、以下の掲げるもの。

- (※) 補助事業を開始する日が属する事業年度の翌年度（個人事業主の場合は暦年）における、租税特別措置法に規定する「雇用者給与等支給額」の総額または従業員1人当たりの平均額が、補助事業を開始する日が属する事業年度（個人事業主の場合は暦年）と比較して1.5%以上増加することを、従業員に対して表明していただきます。
- (※) 市内に有する事業所等に係る事業に限ります。

(1) 新商品又は新サービスの開発

（新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等を行うこと）

(2) 新分野への進出

（現在の事業領域とは異なる分野に新たに進出すること）

(3) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

（機械装置、ソフトウェア、ハードウェア等の購入により、生産性向上又は業務効率化を図ること）

(1) (2) の対象経費

◆ 開発費 ◆	(1) 申請者が自ら行う新商品又は新サービスの開発に係る経費 (2) 申請者が自ら行う新分野への進出に要する開発に係る経費
◆ 設備・備品導入費 ◆	(1) 設備、備品又は専用車両の導入に係る経費 (2) ソフトウェア、システム等の導入及び更新に係る費用
◆ 委託費 ◆	(1) 工事、設計、コンサルティング等に係る経費 (2) ソフトウェア、システム等の開発及び設計の委託に係る経費 (3) 外部に委託する新商品又は新サービスの開発に係る経費 (4) 外部に委託する新分野への進出に要する開発に係る経費
◆ 店舗改装費 ◆	(1) 新たな事業の実施に要する店舗の改装に係る経費
◆ 広告宣伝費 ◆	(1) 事業の広告宣伝に係る経費

(3) の対象経費

◆ 機械装置導入費 ◆	(1) 機械装置（機械、装置等及びこれらに付随するソフトウェア、器具・工具等をいう。）の導入に係る経費
◆ ソフトウェア・システム導入費 ◆	(1) ソフトウェア、システム等の開発及び設計の委託又は導入及び更新に係る経費
◆ ハードウェア導入費 ◆	(1) ソフトウェア、システム等の導入に必要なハードウェア（パソコン、タブレット、LAN構築に必要なネットワーク機器等をいう。）の導入に係る経費

補助金の流れ

事業者



各務原市



①申請 → ②補助金交付決定 → ③事業実施・実績報告 → ④審査・交付確定 → ⑤請求 → ⑥支払い

- ※交付決定後に発注、購入、契約などを行い、令和9年2月末日までに納品などがされ、支払いが完了している必要があります。
- ※事業終了後、賃上げ状況に関する調査を行います。

申請・問合せ先

各務原市役所 産業活力部 商工振興課

〒504-8555 各務原市那加桜町1-69 産業文化センター6F

☎058-383-7236 ✉syoko03@city.kakamigahara.gifu.jp



市ウェブサイト